

平成 25 年 度

FLY Program

(初年次長期自主活動プログラム)

募 集 要 項

東 京 大 学

1. FLY Program の目的及び趣旨

本プログラムは、入学直後の学生が、通常の大学生生活の開始に先立ち、社会における主体的な活動を長期間体験することを通じて、従来の意識・価値観を相対化しつつ、大学での学びの意義・目的を自ら確認・発見できる途を拓くことを期待して設立されました。

その目的のため、欧米の入学猶予制度に準ずる仕組みとして、1年間の特別休学を導入することで、初年次（入学年次）に学生が自らの主体的な選択により学校生活を離れた多様な活動の体験を積む機会を提供し、支援しようとするものです。

なお、本プログラムは、FLY Program (Freshers' Leave Year Program) 又は初年次長期自主活動プログラムと呼称され、本募集要項内では、FLY Program と記載されています。

2. FLY Program の概要

本プログラムにおいて特別休学期間中に行う活動の内容は、学生自らが主体的に計画し、準備する必要があります。活動内容については様々な態様が考えられますが、本学が推奨する活動の観点は次の3点です。本学としてはこれらの観点を必ずしも強制するものではありませんが、応募者が多数となった場合等に活動計画の評価を行う際、重視されることがあります。

- (1) 長期性、継続性 数か月以上の長期にわたって継続的に行われ、学業の傍らでは経験しにくい態様の活動であるか。
- (2) 社会性、国際性 学生としての日常生活を離れ、従来の意識・価値観を相対化し、自らの在り方を見直すインパクトのある活動であるか。
- (3) 公共性、規範性 「世界的視野を持った市民的エリート」を目指す者のロールモデルとして、公共の福祉の増進、社会貢献に寄与する活動であるか。

学生が行う長期自主活動としては、例えば次のような活動を想定しています。

- ボランティアなどの社会貢献活動（災害復興支援、学習支援、環境保全、医療・福祉・介護等）
- 国際交流体験活動（語学留学、国際NPO活動への参加、長期海外渡航等）
- インターンシップなどの就業体験活動（官公庁、自治体、企業、NPO等）
- 農林水産業・自然体験、地域体験活動（地域おこし、農山村・漁村など出身家庭・地域と異なる場での生活体験等）

3. 応募資格

次に掲げる各号のいずれにも該当する者

- 1) 平成25年4月に教養学部前期課程へ新たに入学する者
- 2) 1年間の特別休学を了承する者
- 3) 1年間を通じて自主的な活動を計画する者

4. 採用者数及び選抜方法

- 1) 採用者数は、若干名とします。
- 2) 本申請（「5. 応募方法 2）本申請」を参照）書に記載した活動内容等について書類審査の後、面接を行った上で、採用者を決定します。

5. 応募方法

次のとおり、事前申請及び本申請を行うことにより、申請者として取り扱います。

- 1) 事前申請
本冊子（巻末）に付属の「事前申請書」に必要事項を記入の上、入学手続き書類とともに送付しなければなりません。
なお、たとえ事前申請を行った場合でも、入学後に本申請を行わなければ、申請を取りやめたものと見なされます。
- 2) 本申請
 - ①本学への入学後、平成25年4月4日（木）に、本プログラムに関する説明会を開催しますので、本申請を行う場合は必ず出席してください。
 - ②本申請の様式は、本学指定のウェブサイト（「10. 本プログラムに関する問合せ先」を参照。以下同じ。）からダウンロードすることができます。申請書に必要事項を記入の上、所定の申請先へ提出してください。
（詳細は説明会で説明します。また、ウェブサイトに掲載します。）

6. 説明会

本プログラムへの申請を希望する者は、必ず説明会に参加してください。

開催日時：平成25年4月4日（木）

※ 開催場所、時間については、決まり次第本学ウェブサイト及び掲示にてお知らせします。

7. 支援内容

- 1) 活動内容の準備や実施状況等について、担当の教員と随時相談することができます。
- 2) 活動資金の一部支援を行います。この活動支援金の額等については、説明会で詳細に説明します。

8. 採用された場合の義務

- 1) 常に最新の連絡先を届け出る必要があります。
- 2) 長期自主活動期間中は、月1回程度は担当教員と連絡を取るなど、進捗報告に相当するものを必ず行ってください。
- 3) 長期自主活動を行うに当たっては、必要に応じた賠償責任保険や傷害保険に加入しなければなりません。
- 4) 長期自主活動期間の終了後は、所定の報告を行う必要があります。
- 5) 活動支援金を給付された場合には、その用途について、4)の報告の際に具体的な説明をしなければなりません。
- 6) 平成26年4月上旬開催予定の本プログラム参加者による報告会には、必ず参加していただきます。

9. 留意事項

- 1) 本プログラムに採用されると、入学直後の1年間は特別休学者となり、授業料は免除されます。なお、図書館等の学内施設は利用することができます。
- 2) 休学期間は修業年限に含まれないため、本プログラム採用者は入学から卒業までの期間が1年間延びることになります。
- 3) 次の事項に該当する者は、「入学手続要領」の申請手続方法に従い、所定の期間内に必ず入学料免除及び授業料免除等の「仮申請」と「本申請」の2回の手続きを行ってください。
 - ・入学料免除・徴収猶予（延納）を希望する者
 - ・本プログラムに採用とならなかった場合、授業料免除・徴収猶予（延納・分納）を希望する者
- 4) 独立行政法人日本学生支援機構の大学等奨学生採用候補者は、4月1日（月）、2日（火）に予定されている「諸手続」時に進学後の手続きについて確認してください。なお、本プログラムに採用された場合は、同奨学金は採用とはなりません。
- 5) 独立行政法人日本学生支援機構以外の奨学金を受ける予定の者は、本プログラムに採用され、特別休学となった場合についての扱いを確認し、必要に応じて辞退等の手続きをする必要があります。
- 6) 三鷹国際学生宿舎に入居を希望する者は、入居申請時に「東京大学三鷹国際学生宿舎希望調書」の『FLYプログラム参加希望』欄にチェックを記入してください。本プログラム採用者で三鷹国際学生宿舎に入居を許可された者は、3年間入居できます。
- 7) 上記の留意事項は平成24年12月20日時点でのものです。平成24年12月21日以降、留意事項が変更となる場合がありますので、必ず、本学ウェブサイトで最新の情報を確認してください。

10. 本プログラムに関する問合せ先

教養学部等事務部学生支援課

電 話 03 (5465) 8249

e-mail fly-program@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

website <http://www.c.u-tokyo.ac.jp/info/academics/fly/index.html>

個人情報の取扱いについて

個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」に基づいて取り扱うこととなります。

本プログラムへの申請に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報は、本学における教務又は学生支援関係の業務を行うために利用します。